

令和 8 年度愛媛県徴収確保基本方針

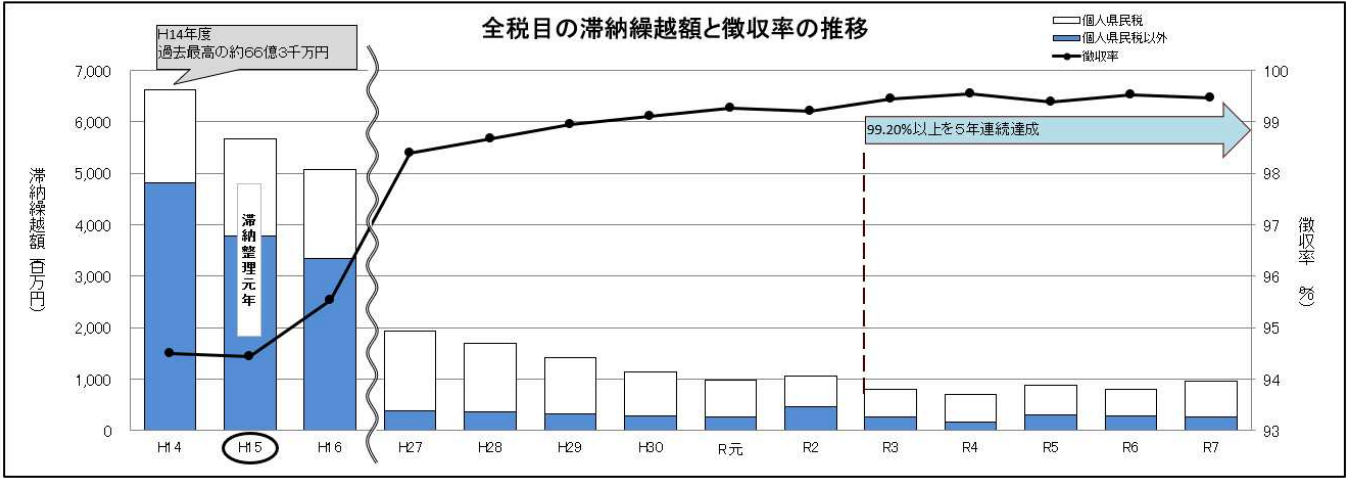
1 県税収入は、県財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の確保や納税者の信頼に基づく県政運営の観点から、平成 15 年度を「滞納整理元年」と位置付け、大多数の納期内納税者の視点に立ち、滞納処分（差押）を前提とした滞納整理を積極的に推進している。令和 7 年度における県税徴収率は 99.46%（前年度比 0.07 ポイント減）となり、「長期数値目標（R3～R7）」で掲げた目標（99.20%以上の維持）を 5 年連続で達成した。

2 令和 8 年度「数値目標」の達成に向け、今年度も全職員が一丸となり、次の内容に重点を置き、県税徴収率の向上及び滞納繰越額の削減に向けた更なる徴収確保対策に努めることとする。

- （1）適切な状況判断と迅速な滞納整理
- （2）早期解決を目指した進行管理の徹底
- （3）広範な財産調査の展開と適切な滞納処分の実施
- （4）納税（徴収）緩和制度の周知と適切な運用

徴収努力が反映されやすいと言われる「自動車税」については、現年課税分に重点を置いた滞納整理に努める。

また、滞納繰越額の 7 割を占める「個人県民税」については、県税徴収率の向上と滞納繰越額の削減を図るうえで“重要な税目”と位置付け、賦課徴収する市町との連携を強化するため、県から適宜情報提供するなど、積極的に各種の取組みを推進する。



年 度	H14	H15	H16	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
滞納繰越額	6,628	5,666	5,081	1,939	1,688	1,410	1,143	980	1,067	795	695	879	809	961
内個人県民税	1,819	1,879	1,743	1,556	1,314	1,076	854	704	597	532	521	568	513	692
除個人県民税	4,809	3,787	3,338	383	374	334	289	276	470	263	174	311	296	269
徴収率	94.50	94.44	95.53	98.40	98.68	98.94	99.11	99.27	99.21	99.45	99.54	99.38	99.53	99.46
全国順位	42位	42位	37位	9位	6位	4位	2位	1位	1位	1位	1位	4位	1位	-

1 県が直接賦課徴収する税目の徴収確保対策

(1) 適切な状況判断と迅速な滞納整理

ア 滞納整理は、現年課税分に軸足を置き、「年度内整理」を基本として、前年同月実績等を参考に年間滞納整理計画を策定のうえ、適切な現状分析により実施すること。

イ 財産調査等により収入状況を十分に確認したうえで滞納処分を行うなど、機動的・弾力的な徴収確保対策を展開すること。

(2) 早期解決を目指した進行管理の徹底

ア 管理職は、「数値目標」の達成に向け、職員に対するヒアリング等によって個々の職員及び組織全体の進捗を把握し、具体的な助言・指導等、早期解決を目指した進行管理を徹底するとともに、担当事務の調整や課税・収納部門との連携強化を図ること。

イ また、県税システム等を活用した効率的な債権管理や大口滞納案件ヒアリング等を通じ、進捗状況の見える化を進め、情報共有及び業務フォローに努めること。

(3) 広範な財産調査の展開と適切な滞納処分の実施

ア 財産調査は、給与・年金、預金、生命保険、売掛金等の換価が容易な債権から優先的に行うこと。また、過去の調査や差押情報等を最大限活用するほか、税務署調査、捜索による帳簿等の検査、預金履歴の精査等に取り組み、第三債務者を把握したときは、調査・照会を速やかに実施し、非協力的な場合は、臨場して協力を求めること。

法人二税や個人事業税は、課税部門と緊密に連携し、情報の共有化を図ること。

イ 給与（賞与）・年金、売掛金の差押えは、次年度以降の滞納発生への抑止効果が期待できることから、優先的に調査を実施すること。また、「市町村税・県税一斉滞納整理強化期間（11～12月）」では、給与（賞与）の差押えを集中実施すること。

ウ タイヤロック（自動車・軽自動車の差押・占有）は、装置装着により自主納付、早期完納が見込まれるため、日常的な滞納整理として実施すること。

エ 捜索が不可欠な滞納案件は積極的に着手し、その内、早期対応案件や大口滞納案件、加えて不動産公売案件及び特殊事情案件等は、適宜「特別滞納整理班」へ引き継ぐこと。

オ 財産調査を行った結果、滞納処分することができる財産がないと認められる者等に対しては、適切に滞納処分の執行停止を行うこと。

(4) 納税（徴収）緩和制度の周知と適切な運用

ア 収入が減少して担税力が低下した者等に対して、救済としての徴収猶予や換価猶予の制度を活用し、生活や事業の継続を図りながら円滑な税收の確保を図ること。

イ 県HP等において徴収猶予や換価猶予の制度の周知を行うとともに、申請要件を満たす者には確実な手続きを行い、分納管理を徹底すること。

2 個人県民税の徴収確保対策

(1) 市町と連携した滞納整理の推進

「県と市町の税務職員の相互併任」を活用した情報共有など県と市町の連携強化を図りながら、県による個人住民税の直接徴収（特例滞納処分）に取り組むこと。

県と市町との共同催告は、より効果の高い催告となるよう市町と協力して実施すること。

(2) 特別徴収実施率の維持

給与所得者に係る特別徴収の実施率（平成27年度以降はおよそ9割）を維持するため、適宜、市町と情報交換しながら滞納防止に取り組むこと。